

特 記 仕 様 書

第 1 章 総則

(適用範囲)

第 1 条

この特記仕様書は、鹿児島市舗装維持管理計画変更業務委託（以下「本業務」という。）の設計業務に適用する。

(業務目的)

第 2 条

本業務は、鹿児島市が管理する市道の舗装の現状を把握することを目的とし、既存の移動計測車両による測量システム（Mobile Mapping System（以下「MMS」という））により取得した点群及びカメラ画像データ及びスマートフォンによる道路点検システムで計測したデータを用いて路面性状調査を実施することで、異常又は損傷を早期に発見し、舗装の破損状況を客観的な指標から健全度を評価するとともに、安全で円滑な道路交通の確保に係る維持管理を効率的に行うために必要な調査を実施することを目的とする。また、道路舗装状況の情報を即時検索、閲覧等が可能となり、市が DX 推進計画で掲げる「効率的な業務推進と市民サービス向上」を図る。

(準拠図書)

第 3 条

本業務は、契約書・設計図書及び本特記仕様書によるほか、下記の仕様書等によるものとする。

- 1 設計業務等共通仕様書（鹿児島県 R 7. 3）
- 2 公共測量作業規程（鹿児島市 H20. 12）
- 3 総点検実施要領（案）【舗装編】 国土交通省道路局（平成 25 年 2 月）
- 4 舗装点検要領 国土交通省道路局（平成 28 年 10 月）
- 5 舗装調査・試験法便覧 社団法人日本道路協会
- 6 土木工事設計要領第Ⅲ編道路編（九州地方整備局 令和 5 年 4 月）
- 7 移動体計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル（案） 国土地理院
- 8 その他、関係要綱、指針、示方書等

なお、使用する図書については、事前に調査職員の承諾を受けなければならない。

(疑義)

第4条

本特記仕様書及び上記準拠図書に記載されていない事項等で疑義が生じた場合は、調査職員と協議し、かつその指示に従うものとする。

(前金払)

第5条

本業務は、前金払の対象とする。受注者は、業務委託料が100万円以上の契約について、業務委託料の30%の範囲内で前払金を請求することができる。

(法令等の遵守)

第6条

受注者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(公益確保の義務)

第7条

受注者は、本業務を行うにあたり公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

(中立性の保持)

第8条

受注者は、常にコンサルタントとして中立性を保持するよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第9条

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(業務カルテ作成・登録)

第10条

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機

関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

（調査職員）

第11条

本業務については、調査職員を置くこととし、その職・氏名等については、別途通知する。

（管理技術者、照査技術者、担当技術者の配置）

第12条

本業務は、設計業務等共通仕様書（鹿児島県）に準じる管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置すること。なお、管理技術者及び担当技術者は、照査技術者を兼務できないものとする。

- ・管理技術者資格要件：「技術士」、「RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）」、「土木学会認定土木技術者」等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者
- ・照査技術者資格要件：「技術士」、「RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）」、「土木学会認定土木技術者」等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者

※「これと同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、発注者が承諾した者をいう。

（企業の情報セキュリティ対策）

第13条

受託者は、本業務において発注者の情報資産（個人情報含む）の安全性を確保するものとする。また、それらが担保されるよう企業としてのセキュリティ管理体制及び管理方法を具体的に記載した「個人情報保護に関する管理体制書」を作成し、発注者の承認を得るものとする。

(担当技術者)

第14条

- 1 担当技術者とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めたものをいう。
- 2 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

(設計協議)

第15条

- 1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 2 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- 4 本業務における設計協議は原則として当初1回、中間3回、成果物納入時1回とし、「当初打合せ」及び「成果物納入時」には、管理技術者及び担当技術者が立会うこと。

(業務進行管理)

第16条

月末に業務進行についての実績と予定を提出すること。

(本業務の立会等)

第17条

本業務箇所の工事発注に伴い、受注者の事前測量等の結果により疑義等が生じ、調査職員等から立会及び協議の要請がある場合は、速やかに応じること。

(提出書類)

第18条

受注者は、本業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務計画書 (2) 管理技術者選任通知書 (3) 照査技術者選任通知書
- (4) 納品書

なお、提出書類の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度、調査職員に提出しなければならない。

(業務計画書)

第19条

1 受注者は、契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 照査計画
- (8) 成果物の内容、部数 (9) 使用する主な図書及び基準
- (10) 連絡体制(緊急時含む) (11) 使用する主な機器 (12) その他

(資料の貸与及び返却)

第20条

1 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに調査職員に返却するものとする。

3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

(関係機関及び占有者との協議)

第21条

本業務の実施にあたって、受注者が行うべき官公庁等の関係機関との諸手続きについては、調査職員と協議のうえ、速やかに行い業務に支障のないようにすること。

また、受注者は、官公庁等からの指示を受けた時は、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

設計にあたっては、占用物調査を行い、その結果、移転等が生じる場合は、占用者と占用物の内容、位置等について協議を行い、結果を報告すること。

なお、調査の結果、移転を生じない場合でも施工中の事故防止のため、既設占用物の位置を平面図等に記入すること。

(占用許可申請)

第 2 2 条

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行うこと。

(基準点及び境界杭点)

第 2 3 条

本業務区域内における基準点及び民々との境界杭等については、写真撮影の上、平面図にその位置を落とし、成果物に添付すること。

(街区基準点等)

第 2 4 条

街区基準点等を使用して測量を行う場合は「鹿児島市国土調査標識等管理保全要綱」に従い、所定の様式を調査職員に提出しなければならない。

(地元協議等)

第 2 5 条

地元協議等については、次に定めるところによる。

- 1 設計の実施中に発注者が地元協議を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、受注者は地元協議等に立会うとともに説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 2 受注者は前項の地元協議等により、既に作成した設計図等を変更する必要がある場合には、記録に基づいて設計図等を変更するものとする。

(土地への立ち入り等)

第 2 6 条

- 1 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第 16 条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合、受注者はこれに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す他は調査職員と協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

（証明書の交付）

第 27 条

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請によるものとする。

（安全管理）

第 28 条

受注者は、道路交通法第 77 条第 1 項に基づく道路使用許可等を含め関係法規を常に遵守し、安全管理に努めなければならない。

また、調査中における事故防止対策として、発注者による現場点検を実施することから、現場作業が伴う日程について調査職員と協議するものとする。

調査実施中に事故が発生した場合は作業を中止し、速やかに事故発生の原因、経過、被害状況等の内容を発注者に報告するとともに、受注者の責任において、この処理対策に努めなければならない。

（設計変更等）

第 29 条

設計変更等については、業務委託契約書第 21 条から第 29 条及び設計業務等共通仕様書共通編 1121 条から 1124 条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手引きについては、「鹿児島市土木設計業務等変更ガイドライン（令和 4 年 3 月）」によるものとする。

（成果物の照査）

第 30 条

本業務における照査については、受注者の責任において、確実に実施すべきものとし、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法を含むものとする。

なお、確認・修正結果は成果物として提出の必要はないが、成果物納入時の照査報告の際に発注者に提示するものとする。

(成果物の審査)

第31条

- 1 受注者は、成果物納入時に本市の成果物審査を受けなければならない。
- 2 成果物の審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。

(成果の提出・引渡し)

第32条

- 1 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示を同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。

(受検体制)

第33条

受注者は、完了検査及び出来形部分検査に際しては成果物及びその他の関係資料等を整えておくものとし、管理技術者を立会させなければならない。

(費用の負担)

第34条

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第35条

暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報しなければならない。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

第2章 業務内容

(設計に関する一般事項)

第36条

- 1 受注者は、設計業務の意図及び目的を十分に理解し、施工法、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を満足するように正確かつ丁寧に業務を実施するものとする。
- 2 受注者は、設計に先立ち、現地調査等を行い、施工地域の地形、地質、湧水、用排水、気象、植生等の必要な現地の状況を把握するものとする。
- 3 受注者は、貸与された資料、設計条件、現地調査結果等を総合し、学識及び経験に基づく高度な判断のもとに業務の適切な遂行を図るものとする。
- 4 受注者は設計に当って、特許工法特殊な工法を使用する場合には調査職員の承諾を得て設計図等にそのことを明示しなければならない。
- 5 設計に使用する材料、製品は、原則として J I S ・ J A S の規格品及び一般市場流通品とするものとする。
- 6 設計において、鹿児島県土木部、または建設省制定土木構造物標準設計図集に集録されている構造物を採用するものについては、採用構造物名の呼び名を設計図等に明示し、数量計算は図集の単位当り数量をもととして行うものとする。
- 7 受注者は、設計計画範囲内に公共用地（県道、市道、里道等）が含まれる場合や、支障となる物件（電柱、支線、倉庫等）がある場合は、調査職員に報告するものとする。
- 8 受注者は、設計計画範囲内で用地測量の不足が判明した場合は、速やかに調査職員に報告しなければならない。
- 9 測量及び設計業務時に、地元からの要望・要求があった場合は、調査職員に報告するものとする。

(対象路線)

第37条

本業務の履行場所は、鹿児島市管理道路 323.0km を対象とする。また、詳細については、事前に監督員と協議の上、定めることとする。

道路分類	路線数	延長
分類 B	40 路線	56.0km
分類 C	195 路線	267.0km
合 計	235 路線	323.0km

※分類 B：大型車交通量が多い路線

(大型車交通量 1,000 台/日以上、主要渋滞路線、重要物流道路及び代替、補完路)

分類C：大型車交通量が少ない路線
(B以外の都市計画道路、バス路線)

(業務内容)

第38条

本業務の概要は以下の通りとする。

- 1 計画準備 1式
- 2 既存のMMS計測データを用いた解析評価 56.0km
- 3 路面性状データベース・管理データ作成 56.0km
- 4 スマートフォンによる道路点検計測及び解析評価 323.0km
- 5 舗装個別施設計画策定 1式
- 6 報告書作成 1式
- 7 打合せ協議 1式

(計画準備)

第39条

本業務の実施にあたり、これまでの管理実績や各道路における役割・性格等に応じて、適切な調査が実施できるよう、全体計画、計測ルートを選定、資料収集及び機材配備等を行うものとする。尚、作業実施に先立ち、公共測量申請の準備を行う。公共測量申請書類は、以下のものを準備するものとする。

- 1 測量成果の使用承認申請書(測量法第30条)
- 2 公共測量実施計画書(測量法36条)
- 3 作業計画図

また、貸与資料は、舗装台帳、道路台帳、工事発注実績、パトロール記録等を調査し、舗装の管理に関する以下の基礎的データを可能な限り把握する。資料の有無に応じて、監督員と協議の上決定するものとする。

- 1 過年度路面性状調査成果
- 2 工事発注実績
- 3 舗装計画交通量、設計CBR、舗装構成と使用材料、舗設年度、幅員
- 4 補修履歴(補修時期、補修範囲(深さを含む)、工法、補修材料)
- 5 航空写真画像データ(令和7年度)
- 6 その他(住民からの通報情報、その他関連調査結果等の参考情報)
- 7 その他必要と思われる資料(共用空間データ等)

なお、ハンドキャリー等での情報漏洩及び感染症対策等を考慮し、資料の受領にあたっては原則として行政ネットワーク(LGWAN)の回線を活用して、執り行うこととする。

(既存の MMS 計測データを用いた解析評価)

第 40 条

本作業では、道路分類 B において既存の MMS 計測データを用いて以下の内容にて解析評価を行うものとする。

(1) 計測データ解析評価

本作業は、既存の MMS 計測データを用いて、路面状況の「ひび割れ」・「わだち掘れ」・「縦断凹凸 (IRI)」についてデータ編集及び解読作業を行うものである。解読に用いる諸元及び仕様等は以下を基本とする。

【解読諸元及び仕様】

要素	解析資料	解析方法	判定精度
ひび割れ	道路静止画像 道路オルソ画像	50cm メッシュ法	ひび割れ判定マニュアルによる
わだち掘れ	レーザ点群	平均法	相対精度
縦断凹凸 (IRI)	レーザ点群	路面性状車との相関	—

(2) ひび割れデータ解析・評価

ひび割れデータ解析・評価の判定については以下の内容とする。

①道路オルソ画像作成

既存の道路静止画像及びレーザ点群データを用いて、高解像度（約 1cm 解像度）の道路オルソ画像（車道部）を作成するものとする。

②ひび割れ評価

作成した道路オルソ画像に対して、50cm メッシュに作成したデータを重ね合わせひび割れ率を算出する。ひび割れ率算出方法は、監督員と協議を行い、「ひび割れ判定マニュアル」として作成するものとする。

前項にて算出したひび割れ率を 10m 間隔にて算出し、集計単位 20m 及び 100m ごとに平均ひび割れ率を算出する。平均ひび割れ率を以下の基準により評価するものとする。

判定基準	判定
ひび割れ率 20%以下	損傷度小
ひび割れ率 20～40%	損傷度中
ひび割れ率 40%以上	損傷度大

(3) わだち掘れデータ解析・評価

わだち掘れデータ解析・評価の判定については以下の内容とする。

①横断面作成

既存のレーザ点群データより 20m 間隔にて横断面を生成するものとする。

②わだち掘れ評価

作成した横断面より左右のわだち掘れ深さ量を計測し、100m ごとの評価単位で平均わだち掘れ量として把握する。わだち掘れ量の定義については、試験法便覧 S030 によるものとする。

判定基準	判定
わだち掘れが小さい（概ね 2cm 以下）	損傷度小
わだち掘れがやや大きい（概ね 2～4cm）	損傷度中
わだち掘れが著しい（概ね 4cm 以上）	損傷度大

(4) 縦断凹凸（IRI）の評価

縦断凹凸（IRI）の評価は、既存のレーザ点群を用い、任意の縦断ラインを生成し、25cm 間隔の横断面を切り出し、その横断の最下点を抽出する。その抽出された最下点の値の累計高を算出し、縦断凹凸（IRI）を把握するものとする。

判定基準	判定
IRI=0～3mm/m	損傷度小
IRI=3～8mm/m	損傷度中
IRI=8mm/m 以上	損傷度大

（評価とりまとめ）

第 4 1 条

前条までに作成したデータ及び過年度路面性状調査成果をもとに路線番号・路線名称の付与、調査車線、目標物データ（橋梁、交差点等）の道路管理データを作成し、路面調査結果を合成して、舗装管理データベースとして作成するとともに、所定の様式にとりまとめるものとする。所定様式については、「総点検実施要領（案）【舗装編】」に準ずるものとする。なお、各データの関連性をチェックして整合性を確認し、不整合があった場合、データを修正すること。

また、今後の舗装維持管理計画や実施マニュアルのための基礎資料として活用するため、以下の資料を作成するものとする。

(1) 舗装路面の評価

①舗装路面の評価

前章において評価したひび割れ、わだち掘れの損傷度の大きい方を以下の基準により評価する。

損傷度	補修の必要性
損傷度小	現時点で補修の必要性無し
損傷度中	要観察
損傷度大	補修が必要

②路面性状データ一覧表作成（様式－Ａ）

作成したデータから、路線別にひび割れとわだち掘れの各損傷度の状況、補修の必要性を評価単位ごとに路面性状一覧表として作成する。評価区間は 20m 及び 100m を基本とする。

③道路現況写真台帳（様式－Ｂ）

計測した道路静止画像を用いて、路面性状評価単位ごとにその区間を代表する舗装劣化状況写真を整理する。

④補修延長集計表の作成

ひび割れとわだち掘れの各損傷度の分布、補修の必要性についてそれぞれ延長集計を行い、集計表として作成する。

⑤路面評価マップの作成

位置情報として取得した緯度経度から道路中心線を作成し、路面性状データなどの各種属性データを入力し地図データ（シェープファイル）として作成する。作成した地図データより、補修の必要性の分布を評価単位ごとに着色し路面評価マップを作成する。凡例は以下を基本とするが、監督者と協議の上、決定するものとする。

補修の必要性	着色
現時点で補修の必要性無し	青
要観察	黄
補修が必要	赤

路面評価マップについては、既存の統合型 GIS システム及び 3 次元表示システムにて搭載可能な GIS データファイルにて整備する。また、既存の道路 3 次元閲覧システムでの運用も考慮し、ジオタグデータでの整備も行うものとする。

（路面性状データベース・管理データ作成）

第 4 2 条

前条までで作成した、路面性状データベースを構築し、上位関連計画や緊急輸送道、通学路、バス路線、舗装個別施設計画策定に必要な資料の収集し、道路の重要度等につ

いて整理を行うものとする。受託者は資料の管理にあたっては、情報の漏洩、流出を防ぐ万全の対策のもと、亡失、汚損、破損のないように取り扱いには十分注意し、本業務以外の目的で使用してはならない。路面性状データベースは Excel 形式で作成し、併せて GIS での運用を考慮しシェープファイルも作成するものとする。

(スマートフォンによる道路点検計測及び解析評価)

第 4 3 条

本作業では、舗装点検要領(平成 28 年 10 月 国土交通省道路局)に基づき実施すること。点検には、専用オペレーターが不要な可搬式機器(スマートフォン、ドライブレコーダー等)を用いることとし、必要に応じて複数回測定可能なものとする。なお、点検時の走行速度は法定速度を遵守し、交通規制を伴わない。使用する技術は、一般財団法人土木研究センターが実施する路面性状自動測定装置の性能確認試験に合格した実績または同水準の性能を有する技術とし、かつ国土交通省の点検支援技術性能カタログ【舗装編】に掲載されており、ひび割れ、わだち掘れ、及び IRI の全ての項目を測定できるものとする。同時に、ポットホールの調査ができるよう国土交通省の点検支援技術性能カタログ【道路巡視編】にてポットホールが精度確認項目として掲載されていること。また、NETIS の有用な新技術(推奨技術、活用促進技術など)に選定された技術であることとする。

測定方法	測定項目
可搬式機器	ひび割れ
可搬式機器	わだち掘れ
可搬式機器	ポットホール
可搬式機器	IRI

区分	状態
健全	損傷レベル小:管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態である。
表層機能保持段階	損傷レベル中:管理基準に照らし、劣化の程度が中程度である。
修繕段階	損傷レベル大:管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態である。

(1) 沿道画像撮影

点検区間において、道路の進行方向における連続静止画像を撮影し、路線別、区間別、及び上下線別に整理することとする。

撮影時間帯は昼間の路面乾燥時を基本とし、沿道状況が明確に視認できる明るさ、天候状況のもとで行うこととする。撮影用の器具については、走行しながら車両に設置した撮影装置により、10m 間隔で連続静止画が記録できるものとする。撮影した静止画の品質は沿道状況と路面が明確に評価できるものとする。沿道状況のうち、標識の表示内容の確認、舗装に発生している比較的大きなひび割れやわだち掘れ等が確認できる程度とし、下表の仕様とする。ただし、個人情報保護の観点から、人の顔や車両のナンバープレート等、個人を特定できる情報が含まれる部分には、自動的にモザイク処理を施すこと。

項目	撮影仕様
撮影間隔	10m
画角	ドライバー視点に近いもの魚眼レンズによる撮影ではないもの
画像解像度	640× 640 ピクセル程度
画像フォーマット	カラーJPEG 形式
保存ファイル名	全国道路施設点検データベース (xROAD) 登録ファイルのシート「7) 非定型データ」に記した「ファイル名」と同一とする

(2) 撮影位置情報の取得

現地撮影情報と位置情報を同時取得し、位置情報については、10m 間隔の位置情報が重複・逆転しないようにする。また、沿道画像や各種データの活用を閲覧するソフトウェアを併用する場合には適切に動作することを確認する。

(3) ひび割れ評価

「舗装点検要領」（国土交通省道路局：平成 28 年 10 月）「付録-4 損傷評価の例【アスファルト舗装】」を参考に、可搬式機器により得られた 10m 間隔のデータを AI 等で評価する。

なお、ひび割れ評価の具体的な測定手法を業務計画書に明記すること。

判定基準	判定
ひび割れ率 0～20%程度	損傷レベル小（青色）
ひび割れ率 20～40%程度	損傷レベル中（橙色）
ひび割れ率 40%程度以上	損傷レベル大（赤色）

(4) わだち掘れ評価

わだち掘れ評価は、「舗装点検要領」（国土交通省道路局：平成 28 年 10 月）「付録-4 損傷評価の例[アスファルト舗装]」を参考に、可搬式機器により得られた 10m 間隔のデータを AI 等で評価する。

なお、わだち掘れ評価の具体的な測定手法を業務計画書に明記すること。

判定基準	判定
わだち掘れ 40mm 程度以上	損傷レベル大（赤色）
わだち掘れ 20～40mm 程度	損傷レベル中（橙色）
わだち掘れ 0～20mm 程度	損傷レベル小（青色）

(5) IRI 評価

「舗装点検要領」（国土交通省道路局：平成 28 年 10 月）「付録-3 損傷評価の例【アスファルト舗装】」を参考に、可搬式機器により得られた 10m 間隔のデータを評価する。

なお、IRI 評価の具体的な測定手法を業務計画書に明記すること。

判定基準	判定
IRI 値 0～3mm/m 程度	損傷レベル小（青色）
IRI 値 3～8mm/m 程度	損傷レベル中（橙色）
IRI 値 8.0mm/m 程度以上	損傷レベル大（赤色）

(6) ポットホール評価

ポットホールについて、可搬式機器により得られた 10m 間隔の沿道画像を AI 等で自動評価する。なお、評価ランクは下表を参考とする。また、10m 間隔の沿道画像で自動評価したポットホールの数を入力する。

ポットホール区分	判定
ポットホールが見られない	空白（灰色）
小さいと想定されるポットホールが見られる	ランクⅠ（青色）
浅くて大きいと想定されるポットホールが見られる	ランクⅡ（橙色）
深いと想定されるポットホールが見られる	ランクⅢ（赤色）

(7) 路面性状評価図の作成

ひび割れ、わだち掘れ、IRI の解析結果を評価単位区間(100m)にとりまとめ、GIS ソフトウェアを用いて、路面性状評価図を作成する。路面性状評価図は、管内全体の背景図に調査対象路線の線分を重ね合わせ、診断区分別(Ⅰ～Ⅲ)に色塗りして図示する。なお、図面の大きさは A1 程度とし、調査対象路線が判別できる縮尺になるように留意する。

（舗装維持管理計画見直し）

舗装維持管理計画見直しにおいては、以下の項目に沿って策定するものとする。

1 検討方針

本業務において実施する路面性状調査によって取得するデータや蓄積されたその他の情報を収集・整理し、発注者が所管する道路管理の舗装現況を把握し、舗装管理の課題を整理するものとする。さらに、道路舗装の合理的な維持管理を実施するための基本的な考え方を検討するものとする。

2 優先度の検討

路面性状調査データから把握する路面損傷状況に加え、道路の重要度（緊急輸送道、通学路等）を考慮した補修候補箇所の優先順位づけの方法を検討するものとする。

3 補修計画の策定

路面性状調査の結果、優先度の検討結果を踏まえ、対象路線の補修計画を策定する。補修計画の策定は、過去の補修予算、舗装現況から補修の判断基準値を設定し、道路補修の年次計画を取りまとめるものとする。

4 補修箇所図の作成

補修計画の結果を年次ごとに色分け表示した補修箇所図を作成するものとする。

（報告書作成）

第45条

本業務において、下記の内容を記した業務報告書を作成し、提出するものとする。

- 1 作業計画に関すること
- 2 諸手続きに関すること
- 3 業務の流れに関すること
- 4 路面性状調査における作業内容等に関すること
- 5 システム調整に関すること（データ定義、簡易操作説明書等）
- 6 主要な作業の状況を示す写真や説明
- 7 成果品の作成状況を示す写真と説明
- 8 主要な機器の仕様等
- 9 打合せ協議簿

（打合せ協議）

第46条

打合せ協議は、本業務の主要工程において当初1回、中間3回、成果品納入時1回を基準として打合せ協議を実施するものとし、協議後は協議記録簿を作成し発注者の承諾（押印）後に各1部ずつ保管するものとする。また、業務効率化を考慮し、電話、電子

メール、Web 会議を積極的に活用するものとする。業務の実施状況については、逐次、監督職員に報告するものとする。

第 3 章 成果物

(成果物の取り扱い)

第 4 7 条

成果物はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。(電子データ含む。)

(図面の表題)

第 4 8 条

表題の寸法及び様式を A 1 サイズ (594×841mm) で作成する際は下記を標準とし、図面の右下隅を原則とする。また、平面図記載の図面の表題下には「受注者名」及び「連絡先」を明記すること。

6.0cm	工 事 名	工 事		
	事 業 名			
	工事場所	鹿児島市		
	図面種類			
	図面番号	全 ○ の ○	作成年月	〇〇年〇〇月
	鹿児島市 建設局 〇〇部 〇〇〇〇課			
〇〇〇コンサルタント TEL〇〇〇-〇〇〇〇				
11.0cm				

(成果品)

第 4 9 条

本業務における成果品は、以下の通りとする。

- (1) 舗装維持管理計画書（正・副）1式
- (2) 調査結果 様式-A, B1式
- (3) 路面評価マップ（道路3次元閲覧および表示システムセットアップ含む）1式
- (4) 補修延長集計表1式
- (5) 3次元データ 1式
- (6) 照査報告書
- (7) 打合せ記録簿
- (8) 電子媒体（CD-R等）
 - ・ 報告書ファイル及び図面データを電子媒体に格納する。
 - ・ 報告書作成に使用するソフトはWindowsのWord、Excelとする。
 - ・ 図面作成等のCADデータは原則としてファイル形式をSXF形式とする。
 - ・ 報告書、図面をPDFファイルに変換したのもも電子媒体に格納すること。
- (9) その他調査職員が指示したもの

2 提出する成果物の製本サイズは、下記のとおりとする。

- (1) 図面類 A3版
- (2) 報告書 A4版

3 提出部数は、下記のとおりとする。

- (1) 図面類 2部（見開版）（受発注者協議により1部に変更可）
 - (2) 報告書 2部（受発注者協議により1部に変更可）
 - (3) 報告書原本 一式（電子データ）
 - (4) CADデータ(SXF形式) 一式
- } 電子媒体 2部

（完了検査）

第50条

受託者は、全作業工程を完了したときは、監督員の定める委託完了届を提出して検査を受けるものとし、この検査に合格した時をもって本業務を完了したものとする。

（保管書の作成）

第51条

受託者は、監督員と協議を行い、本業務で作成した各種資料・データに関して保管書を提出し、破損のないよう無償で保管するものとする。

（手直し）

第52条

受注者は、設計業務が完了したとき受注者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を行わなければならない。

第4章 その他

（遠隔臨場の試行）

第53条

- 1 遠隔臨場の試行に当たっては、鹿児島市遠隔臨場試行要領（令和6年10月1日）に基づき行うものとする。
- 2 試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。

（検討委員会の開催）

第54条

今回見直す舗装維持管理計画は、市内部の策定検討委員会に諮り策定することとしている。2回の開催を予定していることから、検討資料の作成及び委員会へ出席すること。